

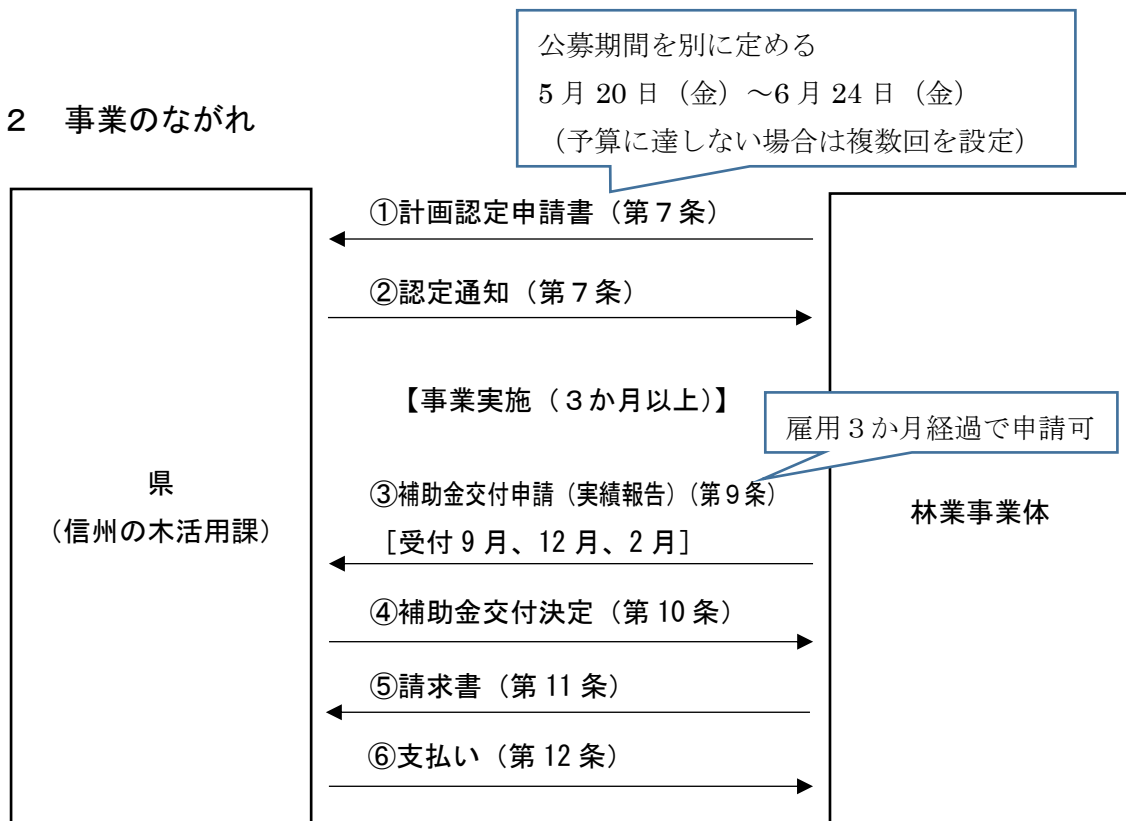
林業労働力緊急確保対策奨励事業のながれ

1 交付対象者

- ・ 林業（山林用苗木の植栽、林木の保育・保護、林木からの素材生産、薪の生産）を行う雇用労働者で、3か月以上継続して雇用されている者
- ・ 1日の所定労働時間が通常の労働者と同等の労働契約を締結し、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ・ 当年度の算定基準日の雇用保険被保険者から前年度に雇用保険被保険者が最も多い月の人数を減じた数を交付対象人数とする。

（林業就業者数の実人員の増加人数分を補助対象とする）

2 事業のながれ



【補助金の対象者】（第3条関係）

- ・ 3か月以上継続して雇用すること
- ・ 1日の所定労働時間が通常の労働者と同等の労働契約を締結し、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ・ 雇用保険の被保険者であること

【補助金の対象とならない就業者】（第5条関係）

- ・ 当該年度中に補助金の交付を受けている林業就業者
- ・ 当該事業の対象経費に対して他の補助金又は交付金等の交付を受けている林業就業者
- ・ 当該年度中の「緑の雇用」新規就業者育成推進事業（平成23年4月1日付け22林政経第225号林野庁長官通知）の対象者

3 補助対象の考え方（第4条関係）

計算例

【前年度】 常勤雇用 10 人、臨時雇用 1 名（6～9 月）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
雇用者	10	10	11	11	11	11	10	10	10	10	10	10	10.3

前年度基準日（林業就業者数が最も多い月の末日）

【当年度】 常勤雇用 10 人、臨時雇用 2 名（6～9 月）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
雇用者	10	10	12	12	12	12	10	10	10	10	10	10	10.7

算定基準日（補助金交付申請をする日）

算定基準日（12 人）－前年度基準日（11 人）＝1 人 → 補助対象人数

4 関係書類提出先

郵 送：林務部信州の木活用課

（〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2）

メール：syourei@pref.nagano.lg.jp

5 お問い合わせ

林務部信州の木活用課 026-235-7274

syourei@pref.nagano.lg.jp